

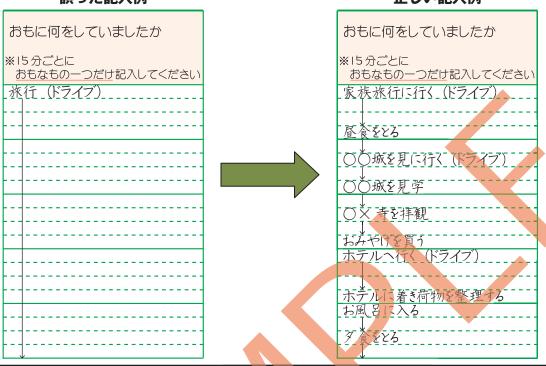


■家族旅行の記入例です。自家用車で移動しました。
趣味として運転した場合は、(ドライブ)のように記入してください。

	(1)2	か日は 次	このいず:	(2)この日の天気はどうでしたか								
	旅行• 行楽	行事または 冠婚葬祭 (半日以上) の参加)	出張・ 研修 など	在宅 勤務	療養	休みの日 (休暇・ (休日など)	子の看護	介護休業• 介護休暇	その他		一 時雨が 降っていた	
l	•	0	0	0	0	0	0	0	0	0		•

## 誤った記入例

## 正しい記入例



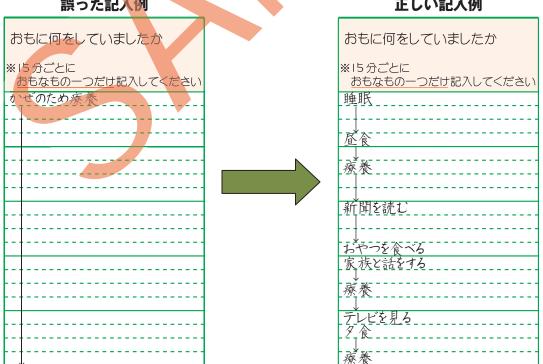
療養

●風邪をひいて療養している記入例です。横になるなど何もしていない場合を療養としますが、 睡眠、食事などは療養とせず、それぞれの行動を記入してください。

ı	(1)この日は	次のいず	れの日で	<b>ノたか(当</b>	4てはまるも	のすべて	に記入して	ください)	(2)この日	3の天気はど	うでしたか
	旅行・行事また 冠婚葬 行楽 (半日以	祭 研修	在宅 勤務	療養	休みの日 (休暇・ (休日など)	育児休業・ 子の看護 休暇	介護休業· 介護休暇	CONIC	Ⅰ日中雨が 降っていた	一 時 雨 が 降っていた	雨は降らな かった
ı				_				•		_	

誤った記入例

### 正しい記入例



◇**給与住宅**······勤め先の会社・官公庁や雇主などが所有または管理している住宅に住んでいる場合をいいます。

◇住宅に間借り・・・・他の世帯が住んでいる住宅の一部の部屋を借りている場合をいいます。

### ▼「世帯の年間収入」とは

世帯のおもな働き手の収入だけでなく, すべての世帯員のこの1年間の収入(税込み)の合計をいいます。

### ▼「収入」には

調査事項の「16 仕事からの1年間の収入 または収益(税込み)」で記入した収入だけ でなく年金や休業手当などの給付金,配当金, 仕送金なども含めます。

### ▼「介護の手助けを受けている」とは

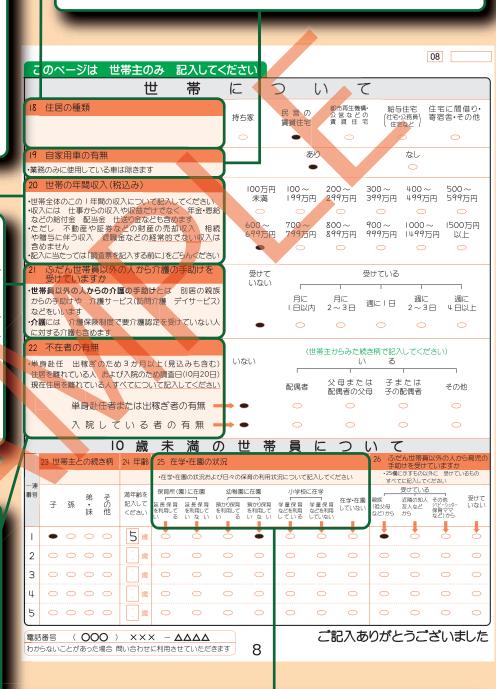
- ・日常生活における入浴・着替え・トイレ・ 移動・食事などの際に、何らかの手助けを 受けている場合をいいます。
- ・また、介護が必要な人のための家事援助を 受けている場合も、「介護の手助けを受けて いる」に含めます。
- ・ただし、単に家事を依頼している場合は 「介護の手助けを受けている」には含めま せん。
- ●単身赴任、出稼ぎおよび入院以外の理由で 住居を離れている人については記入しません。
- ●家族以外の人でも、生計を共にしている 単身の同居人や単身の住み込みの雇人が 当てはまる場合は、「その他」に記入して ください。

### ▼「入院している者」には

病院のほか療養所などに入院している人も 含めます。 ●所有権の有無に関係なく,世帯員が常時使用できる自家用車がある場合を「あり」とします。

## ▼業務用の場合は

業務用でも家族との行楽などに使うことがあれば、それも含めます。



### ▼「保育所(園)」とは

認可の有無にかかわらず、すべての託児所・保育所(園)をいいます。

●「延長保育を利用している」、「預かり保育を利用している」および「学童 保育などを利用している」は、基本の保育料以外の費用を負担して保育の 制度・サービスを利用している場合をいいます。

			「本丿	しの	仕事の	の 種	重类	頁」 欄	の	記入例					
	 仕事の内容								入						
1	<u> </u>	会	 社	-	 社	長	総			課	長	郵		局	長
Ι΄.	事に従事している場合	I	場	- 経	営	者	-	会		理	事	工口	IX.	7-2)	
	FICK - O CV - OM -	_			 ゠゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゚゠゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙		電	<u>台</u> 気 化	学	<del></del> 技 術	者	土	 木 機 械	 設 計 技	支 師
		~	ン	+ +	ージ	師	歯	科	J	医	師	看	· / / / / /		師
2	技術的または専門的な仕	特	別支	接	_			学	校	教		学	習 塾		師
_	事に従事している場合	弁	ע נינו	護	) 1X 3X	、 士	ケ		· ix ネ -	- ジャ	_	舞	3		家
	争に促争している場合	プ		_	ラマ	_	薬	<i>,</i> ,	剤	J 1	師	測			±
		保保		育	J <b>x</b>	士	ポプ			球 選	手	宗			家
3		経経		事	 務	<u>_</u> _	<u> </u>			サペレー		パ			
	いる場合		_	_	多員(貯		電電		1成 へ 一 点			クタ	クシシー	配車	
4		小小	売 売 こ		· 店	<u>亚/</u> 主	-			ァース ゴース ストア販売			売	<u></u> 店	
-	事に従事している場合	自	動車	٠.		・ス	_	ノ レーエ	ンへ, 外	交交	員			問販売	
5	調理・接客・サービスの仕	_	- 10 年 :		ュール 助	<u>へ</u> 手	-		<u>バ</u> 容		師			デオ受	
	事に従事している場合	飲飲	瓮		店	主主	ほし	7 6 =		の調理			場案		U 貝 係
6	家事サービスなどの仕事に	家		<u> </u>	 伝	エ い	<u> </u>	ストラビー	シ	の調理		家	政 婦	( )	
	(第900年) である場合	本	→ - /		ルパ	•	訪		シ 介。	ツ ダ	員	3×  ハ	ウス	X	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	保安の仕事に従事してい	自		衛	70 / 1	Ė	警	10	察	吱	官	消	防	吏	 員
'	る場合	税	関	暗監	視		建	設現	場	誘導	員	警			貝員
8	<u>る場口</u> 農畜産物・林産物の育成	たし			 け 栽	宇 培		立 坑	飼	-	者	_	編		人
0	展留産物・林産物の育成採取などの作業に従事し	育	权		作	上 業				育視	B	植植	木		職
	ないる場合	立			伐	採		林	監	製	一人	造造	小 環		師
		漁	木	の 労	1%	- f木 長			船	船	造長	坦さ	し網		師
9	水産物の採取や養殖の作業に従来している場合		т#-		<b>*</b>										
10	業に従事している場合	真制	珠	の 	養	一	金		_	採 取	<u>스</u> エ	水金	族 館  属 圧 延	飼育 ##	係工
	金属製品の製造・加工作業に従事している場合	製工			/.	7.4				処 理					
4.4		医	ル ミ i 薬			) I	$\rightarrow$		$\overline{}$	ペレー		ア写	<u></u> ー ク 真 製	<u>溶 接</u> 版	エ
''	金属製品以外の製造・加工作業に発売している場合	_				# <del> </del>	Ŭ	Δ 	加	硫	エ				1
10	工作業に従事している場合	_		$\overline{}$	原料製油		合	成洗		製造	<u>I</u>	婦		服仕工	
	機械器具の組み立て作業に従事している場合				ン組」					ーブル製造			送機械組立		
4.0	に従事している場合	時	計 ====	調	整	_				具組立			ンタクトレ		
13	機械の整備・修理作業に	自井			整備				機材			l	空機	修理	エ
	従事している場合	時	計 ++	修	理	$\overline{}$	機		<u>分</u>	解	<u> </u>	電	車修		<u>エ</u>
114	製品の検査作業に従事し	木	材 +拉	検	查	工	l .		· 検 ·- · ·	查	エ		ラスチック		
4-	ている場合	溶	接	検	查	- I	l-			検 <u>査</u>	<u> </u>	_	本 検		
115	機械の検査作業に従事し				品検査					検査	エ		空工場		
1.0	ている場合	定	置機	製			エ	作機	械	検査	工	鉄	道検	車	手
116	塗装や写真現像などの生	吹	付	塗	装	エ	CA	√D ⊅	$^{\circ}$	レー	タ	映	写	技	師
	産に関連しまたは類似する。		<b>,</b>												
	る技能的な仕事に従事し	製		図		エ	写	真	焼	付	エ	機	械 製	図	エ
47	ている場合		7												
1 /	電車・自動車・船舶・飛	貨	物	船	機関	長	-	ラッ	ク	運転	手	ボ	イラー・	オペレ・	ータ
	行機などの運転・操縦、	ク	レ -	- ン	運転	エ	航	空机	幾	操縦	$\pm$	電	車運	車云	士
	機械運転の仕事に従事している場合		ード「	ı — =	ラの運車	示 十	<u>ا ۱</u> ۲	ス	ガ	1	Ľ	旅	客船	機関	士
40	ている場合						Ĺ.					211	ال ال		
18	建設・土木作業・電気工	大				工	屋	内 電	気	工事	人	水	道配	管	エ
	事の作業に従事している	左	官	見	習	(,)	土	木	作	業		鉄	道 保 線	作業	者
4.0	場合														
19		石	切		作業		砂	利中	採	取	人	 	ンネル		
		支	BB.	<u>柱</u>	\ <del>=</del>		坑		運	搬 #3	員	-			員
20	運搬・清掃・包装などの	١.	聞	配	達		ビ			清掃	人			作業	員
	作業に従事している場合	宅	配	便	配達	負	倉	庫	作	業	員	郵	便 外	務	員

# ご記入ありがとうございました。

調査票を提出する前に、記入もれや誤りがないか確認をお願いいたします。

※□は提出前のチェック用としてご利用ください。

# 記入もれがないか確認していただきたいところ

- □「1 氏名・男女の別」欄の氏名および男、女
- □「3 出生の年月」欄の元号または西暦、年および月
- □「4 配偶者の有無」欄
  - 「17 生活時間について」欄
  - □「(1) この日は 次のいずれの日でしたか」欄
  - □「(2) この日の天気はどうでしたか」欄
  - □「おもに何をしていましたか」欄
  - □「場所」欄
  - □「一緒にいた人」欄

# 記入誤りがないか確認していただきたいところ

- □「17 生活時間について」欄の「インターネットの利用」欄は、「おもに何をしていましたか」欄または、「同時に何か 他のことをしていましたか」欄に記入した行動で利用したものですか。
- □「20世帯の年間収入(税込み)」欄の答えが世帯主のみの収入になっていませんか。

### 統計法(平成19年法律第53号)(抄)

### (定義)

### 第2条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
  - 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であって、次のいずれ かに該当するものとして総務大臣が指定するもの
    - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において 特に重要な統計
    - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
    - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計
- 6 この法律において「基幹統計調査」とは、基幹統計の作成を目的と する統計調査をいう。

### (報告義務)

- 第13条 行政機関の長は、第9条第1項の承認に基づいて基幹統計 調査を行う場合には、基幹統計の作成のために必要な事項につい て、個人又は法人その他の団体に対し報告を求めることができる。
- 2 前項の規定により報告を求められた者は、これを拒み、又は虚偽の報告をしてはならない。

#### (罰則)

- 第61条 次の各号のいずれかに該当する者は、50万円以下の罰金に処する。
  - 第13条の規定に違反して、基幹統計調査の報告を拒み、又は 虚偽の報告をした者